



福岡医発第 1854 号
平成 29 年 10 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

高額介護（予防）サービス費等に関する介護保険法施行令等の一部を
改正する政令の公布について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年 8 月 1 日より、介護保険法施行令等の一部改正により、高額介護（予防）サービス費の負担上限額の見直しが施行される旨につきましては、平成 29 年 6 月 9 日付け福岡医発第 760 号（地）「高額介護（予防）サービス費の見直し内容の周知について」においてご案内申し上げたところですが、今般、改正の趣旨及び内容等について、厚生労働省より日本医師会を通じて周知協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

改正の趣旨及び見直し内容といたしましては、以下の通りです。

1. 改正の趣旨

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、高額介護（予防）サービス費の見直しを行うもの。

2. 改正の内容

- 1) 月額上限額の引き上げとして、一般区分の世帯に係る自己負担額の一ヶ月の負担上限額を、37,200 円から 44,400 円に引き上げることとする。
- 2) 年間の自己負担額の上限額として、1 割負担の被保険者のみの世帯（現役並み所得の層を除く。）に、年間 446,400 円の負担上限額を設け（3 年間の時限措置）、その際の申請手続きの方法等についても定める。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 白石恒明

(介 8 5)

平成 29 年 10 月 2 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事
鈴木 邦彦

高額介護（予防）サービス費等に関する介護保険法施行令等の一部を
改正する政令公布及び関係通知の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年 8 月 1 日より、介護保険法施行令等が一部改正され、高額介護（予防）サービス費の負担上限額の見直しが施行されました。

本件につきましては、平成 29 年 5 月 31 日付（介 25）「高額介護（予防）サービス費の見直し内容の周知について」として、すでにお知らせしているところですが、今般、当該改正に関する官報及び関係通知を入手いたしましたので、ご参考までにご送付いたします。

引き続き制度の施行につきましてご協力を賜りますよう、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

【参考・見直し内容について】

- ①月額上限額の引き上げとして、一般区分の世帯に係る一カ月の自己負担月額上限を 37,200 円から 44,400 円に引き上げ
- ②年間の自己負担額の上限額について、1 割負担の被保険者のみの世帯（現役並み所得の層を除く。）については、年間 446,400 円の負担上限額を設定（3 年間の時限措置。）

記

（別添資料）

- 介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について（平 29.7.31 老発 0731 第 4 号厚生労働省老健局長通知）
 - 「境界層措置の運用の詳細について」の一部改正について（平 29.8.10 老介発 0810 第 2 号 厚生労働省老健局介護保険計画課長 通知）
 - 「境界層該当者の取扱いについて」の一部改正について（通知）（平 29.8.10 社援保発 0810 第 2 号 厚生労働省社会・援護局保護課長 通知）
- 以上



老発 0731 第4号
平成 29 年 7 月 31 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について

「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 212 号）」が平成 29 年 7 月 28 日、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 85 号）」が本日公布され、平成 29 年 8 月 1 日から施行することとされた。

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の趣旨

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、高額介護（予防）サービス費の見直しを行うもの。

第二 改正の内容

1 月額上限額の引き上げについて

一般区分の世帯（※）に係る自己負担額の一ヶ月の負担上限額について、37,200 円から 44,400 円に引き上げることとする。

（※） 住民税課税世帯かつ、現役並み所得の層（課税所得 145 万円以上の第 1 号被保険者がおり、かつ世帯内の第 1 号被保険者の収入の合計が 520 万円（世帯内の第 1 号被保険者が 1 人のみの場合は 383 万円）以上。以下同じ。）でない世帯。

2 年間の自己負担額の上限額について

1割負担の被保険者のみの世帯（現役並み所得の層を除く。）については、自己負担額の年間（前年の8月1日から7月31日までの間）の合計額に対して446,400円（37,200円×12）の負担上限額を設定することとする（3年間の時限措置）。

また、その際の申請手続の方法等について定める。

第三 施行期日

平成29年8月1日

[illegible]

準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度」を削り、同項第二号中「前項第二号ハ(1)」を「前項第二号ホ(1)」に、「すべてについてを」を「全てについて当該」に改め、「第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までの日」を「前年八月一日から三月三十一日までの日」に改め、当該基準日とみなした日の属する年度」を削り、同条第八項中「前条第十二項」を「前条第十項」に改め、同条第九項中「以後の」の下に「当該」を加える。

第二十九条の二の第二項中「三万七千二百円」を「四万四千四百円」に、「要支援被保険者按分率」を「要支援被保険者按分率」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「同項中「三万七千二百円」を「同項中「四万四千四百円」に改め、同項第一号中「第九項」を「第七項」に改め、同項第二号中「三万七千二百円」を「四万四千四百円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「三万七千二百円」を「四万四千四百円」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を第八項とし、第十一項から第十三項までを二項ずつ繰り上げる。

第二十九条の三第三項中「前条第十二項」を「前条第十項」に改める。
附則に次の二条を加える。

(平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費の特例)

第二十一条 平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費については、第二十二条の二の第二項から第四項までの規定によるほか、利用者負担年間世帯合算額が四十四万六千四百円を超える場合に、毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間（以下この条及び次条において「計算期間」という。）の末日（以下この条及び次条において「基準日」という。）において当該市町村の行う介護保険の被保険者である者（次条第一項において「基準日被保険者」という。）に支給するものとし、その額は、要介護被保険者支給額（利用者負担年間世帯合算額から四十四万六千四百円を控除して得た額に基準日要介護被保険者按分率（第三項第一号及び第三号に掲げる額の合算額を利用者負担年間世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額をいう。次項において同じ。）（当該要介護被保険者支給額が第三項第一号に掲げる額を超える場合にあっては、同号に掲げる額とする。ただし、当該基準日において、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該被保険者の属する世帯に属する被保険者のいずれかが、居宅サービス等又は介護予防サービス等を受けることとした場合に法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定が適用される者（次号及び次条第一項において「一定以上所得者」という。）である場合

二 当該被保険者の属する世帯に属する被保険者（要介護被保険者等に該当しない者に限る。）のいずれかが、要介護被保険者等に該当するものとしたならば、一定以上所得者となる場合

三 当該被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの当該基準日の属する年の前々年（第五項の規定により当該基準日の属する年の前年八月一日から同年十二月三十一日まででいづれかの日を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年の前年。以下この号において同じ。）の所得について、イに掲げる額（当該基準日の属する年の前々年の十二月三十一日において世帯主であつて、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの（ロにおいて「控除対象者」という。）を有する者）にあっては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額が百四十五万円以上である場合（当該被保険者の属する世帯に属する全ての第一号被保険者について、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該基準日の属する年の前々年の収入の合計額が五百二十万円（当該世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあっては、三百八十三万円）に満たない場合を除く。）

イ 当該基準日の属する年の前年（第五項の規定により同年八月一日から同年十二月三十一日までの日）を基準日とみなした場合にあっては、当該基準日とみなした日の属する年度の四月一日の属する年度の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の金額
ロ 当該基準日の属する年の前々年の十二月三十一日において十六歳未満の控除対象者の数を三十三万円に乘じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二万円に乘じて得た額の合計額

2

平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費については、第二十二条の二の第二項から第四項まで及び前項の規定によるほか、要介護被保険者支給額が次項第一号に掲げる額を超える場合に、当該要介護被保険者支給額の算定の対象となつた計算期間において基準日市町村（基準日において当該被保険者に対し介護保険を行う市町村をいう。次項において同じ。）以外の市町村（以下この項及び次項並びに次条第二項において「基準日以外市町村」という。）が行う介護保険の被保険者であつた者に支給するものとし、その額は、要介護被保険者支給額から次項第一号に掲げる額を控除して得た額に、基準日以外要介護被保険者按分率（第一号に掲げる額を次に掲げる額の合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、当該基準日において、前項各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該計算期間（当該被保険者が当該基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。）において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る第二十二条の二の第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）

3

二 当該計算期間（当該被保険者が他の基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。）において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る前号に規定する合算額第一項の利用者負担年間世帯合算額は、被保険者及びその合算対象者（基準日において当該被保険者と同じ世帯に属する他の被保険者をいう。以下この項において同じ。）が計算期間に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る次に掲げる額の合算額とする。

一 当該計算期間（当該被保険者が基準日市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。）において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る第二十二条の二の第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）

二 当該計算期間（当該被保険者が基準日市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。）において、当該被保険者が受けた介護予防サービス等に係る第二十二条の二の第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（第二十九条の二の第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）

三 当該計算期間（当該被保険者が基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。）において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る第一号に規定する合算額

四 当該計算期間（当該被保険者が基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。）において、当該被保険者が受けた介護予防サービス等に係る第二号に規定する合算額

五 当該計算期間（当該合算対象者が基準日市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。）において、当該合算対象者が受けた居宅サービス等に係る第一号に規定する合算額

六 当該計算期間（当該合算対象者が基準日市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。）において、当該合算対象者が受けた介護予防サービス等に係る第二号に規定する合算額

七 当該計算期間（当該合算対象者が基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。）において、当該合算対象者が受けた居宅サービス等に係る第一号に規定する合算額

八 当該計算期間（当該合算対象者が基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。）において、当該合算対象者が受けた介護予防サービス等に係る第二号に規定する合算額

4 被保険者が計算期間における同一の月において要介護被保険者としての期間及び居宅要支援被保険者としての期間を有する場合は、当該被保険者が当該月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る前三項の規定の適用については、当該被保険者は当該月を通じて要介護被保険者であったものとみなし、当該月に当該被保険者が受けた介護予防サービス等に関して支給される介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費は、居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は地域密着型介護サービス費若しくは特例地域密着型介護サービス費として支給されるものとみなす。

5 被保険者が計算期間において被保険者でなくなった日以後の当該計算期間において新たに被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における第一項及び第二項の規定による高額介護サービス費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合においては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前各項の規定を適用する。ただし、平成二十九年八月一日に被保険者でなくなった場合は、この限りでない。

6 第一項及び第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十二条の三第二項第一号（第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）	同項	同項又は附則第二十一条第一項
第二十二条の三第二項第三号（第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。）	同項	同項若しくは附則第二十一条第二項
健康保険法施行令第四十三条の二第一項第六号	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第四号	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
船員保険法施行令第十一条第一項第四号	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第二項第六号	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第六号	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第六号	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項
高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第二項第四号	同項	同項又は同令附則第二十一条第一項若しくは第二項

（平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に受けた介護予防サービス等に係る高額介護予防サービス費の特例）

第二十二条 平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に被保険者が受けた介護予防サービス等に係る高額介護予防サービス費については、第二十九条の二の二第二項から第四項までの規定によるほか、前条第三項に規定する利用者負担年間世帯合算額（以下この項において「利用者負担年間世帯合算額」という。）が四十四万六千四百円を超える場合に、基準日被保険者に支給するものとし、その額は、居宅要支援被保険者支給額（利用者負担年間世帯合算額から四十四万六千四百円を控除して得た額に基準日居宅要支援被保険者按分率（同条第三項第二号及び第四号に掲げる額の合算額を利用者負担年間世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額をいう。次項において同じ。）（当該居宅要支援被保険者支給額が同条第三項第二号に掲げる額を超える場合にあつては、同号に掲げる額）とする。ただし、当該基準日において、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該被保険者の属する世帯に属する被保険者のいずれかが、一定以上所得者である場合
二 当該被保険者の属する世帯に属する被保険者（要介護被保険者等に該当しない者に限る。）のいずれかが、要介護被保険者等に該当するものとしたならば、一定以上所得者となる場合

三 当該被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの当該基準日の属する年の前々年（第四項の規定により当該基準日の属する年の前年八月一日から同年十二月三十一日まででいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年の前年。以下この号において同じ。）の所得について、イに掲げる額（当該基準日の属する年の前々年の十二月三十一日において世帯主であつて、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの（ロにおいて「控除対象者」という。）を有する者にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額）が百四十五万円以上である場合（当該被保険者の属する世帯に属する全ての第一号被保険者について、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該基準日の属する年の前々年の収入の合計額が五百二十万円（当該世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあつては、三百八十三万円）に満たない場合を除く。）

イ 当該基準日の属する年の前年（第四項の規定により同年八月一日から同年十二月三十一日まででいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年）の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の二第二項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の金額
ロ 当該基準日の属する年の前々年の十二月三十一日において十六歳未満の控除対象者の数を三十三万円に乘じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二万円に乘じて得た額の合計額

2 平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に被保険者が受けた介護予防サービス等に係る高額介護予防サービス費については、第二十九条の二の二第二項から第四項まで及び前項の規定によるほか、居宅要支援被保険者支給額が前条第三項第二号に掲げる額を超える場合に、当該居宅要支援被保険者支給額の算定の対象となつた計算期間において基準日以外市町村が行う介護保険の被保険者であつた者に支給するものとし、その額は、居宅要支援被保険者支給額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額に、基準日以外居宅要支援被保険者（第一号に掲げる額を次に掲げる額の合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、当該基準日において、前項各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該計算期間（当該被保険者が当該基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。）において、当該被保険者が受けた介護予防サービス等に係る第二十二条の二の二第二項第三号及び第四号に掲げる額の合算額（第二十九条の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

二 当該計算期間（当該被保険者が他の基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。）において、当該被保険者が受けた介護予防サービス等に係る前号に規定する合算額被保険者としての期間を有する同一の月において要介護被保険者としての期間及び居宅要支援被保険者としての期間を有する場合、当該被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等については、前二項の規定は、適用しない。

4 被保険者が計算期間において被保険者でなくなり、かつ、被保険者でなくなった日以後の当該計算期間において新たに被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における第一項及び第二項の規定による高額介護予防サービス費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前三項の規定を適用する。ただし、平成二十九年八月一日に被保険者でなくなった場合は、この限りでない。

5 第一項及び第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十二條の三第二項第二号（第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）	第二十九條の二の二第二項	第二十九條の二の二第二項又は附則第二十二條第一項
第二十二條の三第二項第三号（第二十九條の三第二項において準用する場合を含む。）	第二十九條の二の二第二項	第二十九條の二の二第二項若しくは附則第二十二條第二項
健康保険法施行令第四十三條の二第一項第七号	第二十九條の二の二第二項	第二十九條の二の二第二項又は附則第二十二條第一項若しくは第二項
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七條の六の四第一項第五号	第二十九條の二の二第二項	第二十九條の二の二第二項又は附則第二十二條第一項若しくは第二項
船員保険法施行令第十一條第一項第五号	第二十九條の二の二第二項	第二十九條の二の二第二項又は附則第二十二條第一項若しくは第二項
国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第二項第七号	第二十九條の二の二第二項	第二十九條の二の二第二項又は附則第二十二條第一項若しくは第二項
国家公務員共済組合法施行令第十一條の三の六の二第一項第七号	第二十九條の二の二第二項	第二十九條の二の二第二項又は附則第二十二條第一項若しくは第二項
地方公務員等共済組合法施行令第二十三條の三の六第一項第七号	第二十九條の二の二第二項	第二十九條の二の二第二項又は附則第二十二條第一項若しくは第二項
高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の二第一項第五号	第二十九條の二の二第二項	第二十九條の二の二第二項又は附則第二十二條第一項若しくは第二項

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

第二条 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第三項第二号中「次条第五項第一号」を削り「第二号二」の下に「並びに附則第十三條第一項第三号イ」を加える。

第二十二條の二の二第二項中「の各号」を削り、「三万七千二百円」を「四万四千四百円」に、「第五項から第七項まで」を「及び第五項」に改め、同項第一号中「第十項」を「第八項」に改め、同条第三項中「三万七千二百円」を「四万四千四百円」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「同項中「三万七千二百円」を「同項中「四万四千四百円」に改め、同項第一号中「第九項」を「第七項」に改め、同項第二号中「三万七千二百円」を「四万四千四百円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「三万七千二百円」を「四万四千四百円」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項を第八項とし、第十一項から第十三項までを二項ずつ繰り上げる。

第二十二條の三第二項第一号中「前年」を「毎年」に改め、「八月一日から」の下に「翌年」を加え、「当該市町村の行う介護保険の被保険者」を「被保険者である者に限る。」を「当該市町村の行う介護保険の被保険者である者」に改め、同条第六項第一号ホ中「前年八月一日から」を「当該基準日の属する年の前年八月一日から当該基準日の属する年の」に、「年度」を「年度。以下この

項及び次項において同じ。」に改め、同項第二号ロ中「について」の下に「当該」を加え、「八月一日から」を「当該基準日の属する年の前年八月一日から同年」に改め、同号ハ及びニ中「について」の下に「当該」を加え、同号ホ中「について」の下に「当該」を加え、「第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合には、当該基準日とみなした日の属する年度」を削り、同項第三号ニ中「世帯員が」の下に「当該」を加え、「第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合には、当該基準日とみなした日の属する年度」を削り、「市町村民税」の下に「（同法の規定による特別区民税を含む。次項第一号二及び第二号二並びに附則第十三條第一項第三号イにおいて同じ。）」を、「他の所得と区分して計算される所得の金額」の下に「（同法附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五條の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額） 同法附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項又は第三十六條の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一條第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五條の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五條の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得の金額（同法附則第三十五條の二の六第六項又は第三十五條の三第三十三項若しくは第三十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五條の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）がある場合には、その適用後の金額、同法附則第三十五條の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十三年法律第四十四号）第八條第二項（同法第十二條第五項及び第十六條第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八條第四項（同法第十二條第六項及び第十六條第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三條の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下同じ。」を加え、同条第七項第一号ニ中「すべてが」を「全てが当該」に改め、「（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合には、当該基準日とみなした日の属する年度）を削り、同項第二号ニ中「前項第二号ハ（一）」を「前項第二号ホ（一）」に「すべてについて」を「全てについて当該」に改め、「（第九項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合には、当該基準日とみなした日の属する年度）を削り、同条第八項中「前条第十二項」を「前条第十項」に改め、同条第九項中「以後の」の下に「当該」を加える。

附則に次の一条を加える。

（平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費の特例）

第十三條 平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に被保険者が受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費については、第二十二條の二の二第二項から第四項までの規定によるほか、利用者負担年間世帯合算額が四十四万六千四百円を超える場合に、毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間（以下この条において「計算期間」という。）の末日（以下この条において「基準日」という。）において当該市町村の行う介護保険の被保険者である者に支給するものとし、その額は、要介護被保険者支給額（利用者負担年間世帯合算額から四十四万

六千四百円を控除して得た額に基準日要介護被保険者按分率（第三項第一号及び第二号に掲げる額の合算額を利用者負担年間世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額をいう。次項において同じ。）（当該要介護被保険者支給額が第三項第一号に掲げる額を超える場合にあつては、同号に掲げる額）とする。ただし、当該基準日において、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該被保険者の属する世帯に属する被保険者のいずれかが、居宅サービス等を受けることとした場合に法第四十九条の二の規定が適用される者（次号において「一定以上所得者」という。）である場合

二 当該被保険者の属する世帯に属する被保険者（要介護被保険者に該当しない者に限る。）のいずれかが、要介護被保険者に該当するとしなければ、一定以上所得者となる場合

三 当該被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者のいずれかの当該基準日の属する年の前々年（第四項の規定により当該基準日の属する年の前年八月一日から同年十二月三十一日まで）のいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年の前年。以下この号において同じ。）の所得について、イに掲げる額（当該基準日の属する年の前々年の十二月三十一日において世帯主であつて、同日において当該世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの（ロにおいて「控除対象者」という。）を有する者にあつては、イに掲げる額からロに掲げる額を控除して得た額）が百四十五万円以上である場合（当該被保険者の属する世帯に属する全ての第二号被保険者について、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該基準日の属する年の前々年の収入の合計額が五百二十万円（当該世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあつては、三百八十三万円）に満たない場合を除く。）

イ 当該基準日の属する年の前年（第四項の規定により同年八月一日から同年十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年）の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の二第二項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第二項の規定による控除をした後の金額

ロ 当該基準日の属する年の前々年の十二月三十一日において十六歳未満の控除対象者の数を三十三万円に乘じて得た額及び同日において十六歳以上の控除対象者の数を十二万円に乘じて得た額の合計額

2 平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に被保険者が受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費については、第二十二条の二の二第二項から第四項まで及び前項の規定によるほか、要介護被保険者支給額が次項第一号に掲げる額を超える場合に、当該要介護被保険者支給額の算定の対象となつた計算期間において基準日市町村（基準日において当該被保険者に対し介護保険を行う市町村をいう。次項において同じ。）以外の市町村（以下この項及び次項において「基準日以外市町村」という。）が行う介護保険の被保険者であつた者に支給するものとし、その額は、要介護被保険者支給額から同項第一号に掲げる額を控除して得た額に、基準日以外要介護被保険者按分率（第一号に掲げる額を次に掲げる額の合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、当該基準日において、前項各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該計算期間（当該被保険者が当該基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。）において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る第二十二条の二の二第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

二 当該計算期間（当該被保険者が他の基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。）において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る前号に規定する合算額

3 第一項の利用者負担年間世帯合算額は、被保険者及びその合算対象者（基準日において当該被保険者と同一の世帯に属する他の被保険者をいう。第三号及び第四号において同じ。）が計算期間に受けた居宅サービス等に係る次に掲げる額の合算額とする。

一 当該計算期間（当該被保険者が基準日市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。）において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る第二十二条の二の二第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

二 当該計算期間（当該被保険者が基準日以外市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。）において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る前号に規定する合算額

三 当該計算期間（当該合算対象者が受けた居宅サービス等に係る第一号に規定する期間に限る。）において、当該合算対象者が受けた居宅サービス等に係る第一号に規定する期間に

四 当該計算期間（当該合算対象者が受けた居宅サービス等に係る第一号に規定する期間に限る。）において、当該合算対象者が受けた居宅サービス等に係る第一号に規定する期間に

4 被保険者が計算期間において被保険者でなくなり、かつ、被保険者でなくなった日以後の当該計算期間において新たに被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における第一号及び第二項の規定による高額介護サービス費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前三項の規定を適用する。ただし、平成二十九年八月一日に被保険者でなくなった場合は、この限りでない。

5 第一号及び第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十二条の三第二項第一号	同項	同項又は附則第十三条第一項
第二十二条の三第二項第三号	同項	同項若しくは附則第十三条第二項
健康保険法施行令第四十三条の二第二項第六号	同項	同項又は同令附則第十三条第一項若しくは第二項
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の四第一項第四号	同項	同項又は同令附則第十三条第一項若しくは第二項
船員保険法施行令第十一条第一項第四号	同項	同項又は同令附則第十三条第一項若しくは第二項
国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第二項第六号	同項	同項又は同令附則第十三条第一項若しくは第二項
国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第二項第六号	同項	同項又は同令附則第十三条第一項若しくは第二項
地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の六第一項第六号	同項	同項又は同令附則第十三条第一項若しくは第二項
高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条の二第二項第四号	同項	同項又は同令附則第十三条第一項若しくは第二項

附則

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の日（次条において「施行日」という。）前に介護保険の要介護被保険者及び居宅要支援被保険者が受けた介護保険法の規定による居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に介護保険の要介護被保険者が受けた健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定による居宅サービス等に係る高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の支給については、なお従前の例による。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正)

第四条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二十一号イ中「第四項」を「及び第四項」に、「及び第七項から第十項まで」を「から第八項まで」に改める。

(平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正)

第五条 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令(平成十六年政令第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第十六号中「第二十二条の二の二第九項」を「第二十二条の二の二第七項」に改める。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

○厚生労働省令第八十五号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二條の二の二第二十一項及び第二十九條の二の第二十一項並びに附則第二十一條第一項第三号及び第五項並びに第二十二條第一項第三号及び第四項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二條の二の二第二十一項並びに附則第十三條第一項第三号及び第五項の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
	（令第二十二條の二の二第六項の収入額の算定） 第八十三條の二の二 令第二十二條の二の二第六項に規定する収入の額は、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者

に係る居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（当該居宅サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十六條第一項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第三十條第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除く。）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額として、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四條の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、同法附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第三十五條の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び同法附則

(令第二十二條の二の二第八項の厚生労働省令で定める給付)
第八十三條の三 令第二十二條の二の二第八項の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。
一五 (略)

第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十四号)第八條第二項(同法第十二條第五項及び第十六條第二項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額及び同法第八條第四項(同法第十二條第六項及び第十六條第三項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三條の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額及び同條第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第九十七條の二において同じ。の計算上用いられる所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得(公的年金等に係るものに限る。)に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得(公的年金等に係るものを除く。)に係る総収入金額を合算した額とする。
(令第二十二條の二の二第六項の規定の適用の申請)
第八十三條の二の三 令第二十二條の二の二第六項の規定の適用を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。
一 氏名、生年月日及び個人番号
二 令第二十二條の二の二第六項に規定する者について前條の規定により算定した収入の額
三 被保険者証の番号
(令第二十二條の二の二第十項の厚生労働省令で定める給付)
第八十三條の三 令第二十二條の二の二第十項の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。
一五 (略)

(高額介護サービス費の支給の申請)
第八十三條の四 令第二十二條の二の二の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。
一・二 (略)
2 前項第二号に掲げる額については、同項の申請書に証拠書類を添付しなければならない。
3 高額介護サービス費が、令第二十二條の二の二第五項から第七項までの規定によるものであるときは、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略することができる。
(法第五十一條の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)
第八十三條の五 法第五十一條の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。
一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、配偶者が行方不明となつた場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。)が特定介護サービス(法第五十一條の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属す

(高額介護サービス費の支給の申請)
第八十三條の四 高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。
一・二 (略)
2 前項第二号に掲げる額については、前項の申請書に証拠書類を添付しなければならない。
3 高額介護サービス費が、令第二十二條の二の二第七項、第八項又は第九項の規定によるものであるときは、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略することができる。
(法第五十一條の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)
第八十三條の五 法第五十一條の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。
一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、配偶者が行方不明となつた場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。)が特定介護サービス(法第五十一條の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属す

る年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が二千万円（当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあつては、一千万円）以下であるもの。

二、四（略）

（削る）

る年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が二千万円（当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあつては、一千万円）以下であるもの。

二、四（略）

（令第二十九条の二の二第六項の収入の額の算定）

第九十七条の二 令第二十九条の二の二第六項に規定する収入の額は、居宅要支援被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者に係る介護予防サービス等のあつた月の属する年の前年（当該介護予防サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）における所得税法第三十六条第一項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除く。）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額として、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の計算上

（削る）

（高額介護予防サービス費の支給の申請）

第九十七条の二 令第二十九条の二の二の規定による高額介護予防サービス費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一・二（略）

2 前項第二号に掲げる額については、同項の申請書に証拠書類を添付しなければならない。

3 高額介護予防サービス費が、令第二十九条の二の二第五項から第七項までの規定によるものであるときは、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（高額医療合算介護予防サービス費の支給の申請）

第九十七条の二の二 第八十三条の四の四の規定は、高額医療合算介護予防サービス費の支給について準用する。

用いられる所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得（公的年金等に係るものに限る。）に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額を合算した額とする。

（令第二十九条の二の二第六項の規定の適用の申請）

第九十七条の二の二 令第二十九条の二の二第六項の規定の適用を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び個人番号

二 令第二十九条の二の二第六項に規定する者について前条の規定により算定した収入の額

三 被保険者証の番号

（高額介護予防サービス費の支給の申請）

第九十七条の二の三 高額介護予防サービス費の支給を受けようとする居宅要支援被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一・二（略）

2 前項第二号に掲げる額については、前項の申請書に証拠書類を添付しなければならない。

3 高額介護予防サービス費が、令第二十九条の二の二第七項から第九項までの規定によるものであるときは、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（高額医療合算介護予防サービス費の支給の申請）

第九十七条の二の四 第八十三条の四の四の規定は、高額医療合算介護予防サービス費の支給について準用する。

附 則

(令附則第二十一条第一項第三号の収入の額の算定)

第三十二条

令附則第二十一条第一項第三号

に規定する収入の額は、被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者について、同項に規定する基準日の属する年の前々年(同条第五項の規定により当該基準日の属する年の前年八月一日から同年十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年の前年。附則第三十七条において同じ。)における所得税法第三十六条第一項に規定する各種所得の金額(退職所得の金額(同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。)を除く。)の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額として、地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第四百四十四号)第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額及び同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する

附 則

(新設)

特例適用配当等の額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。附則第三十七条において同じ。)の計算上用いられる所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得(公的年金等に係るものに限る。)に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得(公的年金等に係るものを除く。)に係る総収入金額を合算した額とする。(令附則第二十一条第一項第三号に規定する収入の申請)

第三十三条

被保険者が令附則第二十一条第一項第三号に規定する収入の合計額が五百

二十万円(当該被保険者が属する世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあっては、三百八十三万円)に満たないことを申し出る場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び個人番号
- 二 当該被保険者が属する世帯に属する全ての第一号被保険者について前条の規定により算定した収入の額
- 三 被保険者証の番号

(令附則第二十一条第五項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日)

第三十四条

令附則第二十一条第五項の厚生

労働省令で定める場合は、被保険者であつた者が計算期間(同条第一項に規定する計算期間をいう。以下同じ。)において、被保険者の資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の当該計算期間において被保険者とならない場合とする。

2 令附則第二十一条第五項の厚生労働省令で定める日は、当該被保険者の資格を喪失した日の前日とする。

(新設)

(新設)

(令附則第二十一条第一項又は第二項の規定による平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費の支給の申請)

第三十五条 令附則第二十一条第一項又は第二項の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を基準日市町村(同項に規定する基準日市町村をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

- 一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号
- 二 計算期間(当該被保険者が基準日市町村の行う介護保険の被保険者であった間に限る。)において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る令第二十二条の二の二第二項第二号に掲げる額の合算額

- 2 前項第二号に掲げる額については、同項の申請書に証拠書類を添付しなければならない。
- 3 第一項の申請書には、令附則第二十一条第三項第三号、第四号、第七号及び第八号に掲げる額に関する証明書をそれぞれ添付しなければならない。ただし、記載すべき額が零である証明書は、第一項の申請書にその旨を記載して、添付を省略することができる。

- 4 第一項の規定による申請書の提出を受けた基準日市町村は、当該申請者に適用される高額介護サービス費の支給に必要な事項を、申請者に対して前項の証明書を交付した市町村に対し、遅滞なく通知しなければならない。

第三十六条 令附則第二十一条第一項又は第二項の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村(基準日市町村を除く。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。

(新設)

- 一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

- 二 当該計算期間(当該被保険者が当該市町村の行う介護保険の被保険者であった間に限る。)において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る令第二十二条の二の二第二項第二号に掲げる額の合算額

- 三 当該被保険者の当該計算期間における当該市町村の行う介護保険の加入期間
- 四 基準日市町村の名称

- 2 前項第二号に掲げる額については、同項の申請書に証拠書類を添付しなければならない。

- 3 市町村は、第一項の申請があつたときは、当該被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。

- 一 第一項第一号(個人番号を除く。)及び第三号に掲げる事項
- 二 令附則第二十一条第二項第一号に掲げる額

- 三 その他必要な事項

- 4 前項の規定により証明書を交付した市町村は、基準日市町村から当該申請に係る高額介護サービス費の支給額を通知されたときは、当該被保険者に当該支給額を通知するとともに、当該支給額を支給しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、当該証明書に係る第一項の申請書は提出されなかったものとみなすことができる。

- 一 基準日市町村から通知された支給額が零である場合
- 二 当該市町村が、当該証明書に係る基準日の翌日から二年以内に基準日市町村から高額介護サービス費の支給に必要な事項の通知が行われず、かつ、申請者に対して当該申請に関する確認を行った場合

- 5 市町村は、精算対象者(計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。)に係る令附則第二十一条第一項又は第

二項に係る高額介護サービス費の支給のために必要な場合において、当該精算対象者の合算対象者（同条第三項に規定する合算対象者をいう。附則第四十一条第五項において同じ。）から申請があつたときは、当該合算対象者に対し、第三項の証明書を交付するものとする。

（令附則第二十二條第一項第三号の収入の額の算定）

第三十七條 令附則第二十二條第一項第三号に規定する収入の額は、被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者について、令附則第二十一条第一項に規定する基準日の属する年の前々年における所得税法第三十六條第一項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第三十條第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除く。）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額として、地方税法第三百十四條の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の計算上用いられる所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得（公的年金等に係るものに限る。）に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額を合算した額とする。

（令附則第二十二條第一項第三号に規定する収入の申請）

第三十八條 被保険者が令附則第二十二條第一項第三号に規定する収入の合計額が五百二十万円（当該被保険者が属する世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあっては、三百八十三万円）に満たないことを申し出る場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び個人番号

（新設）

（新設）

二 当該被保険者が属する世帯に属する全ての第一号被保険者について前条の規定により算定した収入の額

三 被保険者証の番号

（令附則第二十二條第四項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日）

第三十九條 令附則第二十二條第四項の厚生労働省令で定める場合は、被保険者であつた者が計算期間において、被保険者の資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の当該計算期間において被保険者とならない場合とする。

2 令附則第二十二條第四項の厚生労働省令で定める日は、被保険者の資格を喪失した日の前日とする。

（令附則第二十二條第一項又は第二項の規定による平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に受けた介護予防サービス等に係る高額介護予防サービス費の支給の申請）

第四十條 令附則第二十二條第一項又は第二項の規定による高額介護予防サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を基準日市町村に提出しなければならない。

一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二 当該計算期間（当該被保険者が基準日市町村の行う介護保険の被保険者であつた間に限る。）において、当該被保険者が受けた介護予防サービス等に係る令第二十二條の二の二第二項第四号に掲げる額の合算額

2 前項第二号に掲げる額については、同項の申請書に証拠書類を添付しなければならない。

3 第一項の申請書には、令附則第二十一条第三項第三号、第四号、第七号及び第八号に掲げる額に関する証明書をそれぞれ添付

（新設）

（新設）

- 4 第一項の規定による申請書の提出を受けた基準日市町村は、当該申請者に適用される高額介護予防サービス費の支給に必要な事項を、申請者に対して前項の証明書を交付した市町村に対し、遅滞なく通知しなければならない。
- 第四十一条 令附則第二十二條第一項又は第二項の規定による高額介護予防サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村（基準日市町村を除く。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。
- 一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号
- 二 当該計算期間（当該被保険者が当該市町村の行う介護保険の被保険者であった間に限る。）において、当該被保険者が受けた介護予防サービス等に係る令第二十二條の二の二第二項第四号に掲げる額の合算額
- 三 当該被保険者の当該計算期間における当該市町村の行う介護保険の加入期間
- 四 基準日市町村の名称
- 2 前項第二号に掲げる額については、同項の申請書に証拠書類を添付しなければならない。
- 3 市町村は、第一項の申請があったときは、当該被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。
- 一 第一項第一号（個人番号を除く。）及び第三号に掲げる事項
- 二 令附則第二十二條第二項第一号に掲げる額
- 三 その他必要な事項

4 前項の規定により証明書を交付した市町村は、基準日市町村から当該申請に係る高額介護予防サービス費の支給額を通知されたときは、当該被保険者に当該支給額を通知するとともに、当該支給額を支給しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、当該証明書に係る第一項の申請書は提出されなかったものとみなすことができる。	
一 基準日市町村から通知された支給額が零である場合	
二 当該証明書に係る基準日の翌日から二年内に基準日市町村から高額介護予防サービス費の支給に必要な事項の通知が行われず、かつ、申請者に対して当該申請に関する確認を行った場合	
5 市町村は、精算対象者に係る令附則第二十二條第一項又は第二項に係る高額介護予防サービス費の支給のために必要な場合において、当該精算対象者の合算対象者から申請があったときは、当該合算対象者に対し、第三項の証明書を交付するものとする。	
(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正)	
第二条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。	
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
改 正 後	改 正 前
(削る)	(令第二十二條の二の二第六項の収入の額の算定)
第八十三條の二の二 令第二十二條の二の二第六項に規定する収入の額は、要介護被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者に係る居宅サービス等のあつた月の属する年の前年（当該居宅サービス等のあつた月が一月から七月までの場合にあつては、前々年）における所得税法（昭和四十年法	

(削る)

律第三十三号)第三十六条第一項に規定する各種所得の金額(退職所得の金額(同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。)を除く。)の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額として、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、同法附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四條第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第三十五條の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び同法附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。)の計算上用いられる所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、給与所得及び雑所得(公的年金等に係るものに限り。)に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得(公的年金等に係るものを除く。)に係る総収入金額を合算した額とする。

(令第二十二條の二の二第六項の規定の適用の申請)

第八十三條の二の三 令第二十二條の二の二

第六項の規定の適用を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び個人番号

(令第二十二條の二の二第八項の厚生労働省令で定める給付)

第八十三條の三 令第二十二條の二の二第八項の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。

一 一五 (略)

(高額介護サービス費の支給の申請)

第八十三條の四 令第二十二條の二の二の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 前項第二号に掲げる額については、同項の申請書に証拠書類を添付しなければならない。

3 高額介護サービス費が、令第二十二條の二の二第五項から第七項までの規定によるものであるときは、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(法第五十一條の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)

第八十三條の五 法第五十一條の三第一項の

厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。

二 令第二十二條の二の二第六項に規定する者について前条の規定により算定した収入の額

三 被保険者証の番号

(令第二十二條の二の二第十項の厚生労働省令で定める給付)

第八十三條の三 令第二十二條の二の二第十項の厚生労働省令で定める給付は、次のとおりとする。

一 一五 (略)

(高額介護サービス費の支給の申請)

第八十三條の四 高額介護サービス費の支給を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 前項第二号に掲げる額については、前項の申請書に証拠書類を添付しなければならない。

3 高額介護サービス費が、令第二十二條の二の二第七項、第八項又は第九項の規定によるものであるときは、第一項の申請書にその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(法第五十一條の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)

第八十三條の五 法第五十一條の三第一項の

厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。

一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、配偶者が行方不明となつた場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。）が特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が二千万円（当該要介護被保険者に配偶者が不在の場合にあつては、一千万円）以下であるもの。

二、四（略）
附 則

（令附則第十三条第一項第三号の収入の額の算定）

第二十九条 令附則第十三条第一項第三号に規定する収入の額は、被保険者の属する世帯に属する第一号被保険者について、同項に規定する基準日の属する年の前々年（同

一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、配偶者が行方不明となつた場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。）が特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年度（当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金、同項第十一号に規定する合同運用信託、同項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第十七号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町村長が認定した額が二千万円（当該要介護被保険者に配偶者が不在の場合にあつては、一千万円）以下であるもの。

二、四（略）
附 則

（新設）

条第四項の規定により当該基準日の属する年の前年八月一日から同年十二月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年の前年）における所得税法第三十六条第一項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額（同法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除く。）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額として、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額及び同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。）の計算上用いられる所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配

当所得、給与所得及び雑所得（公的年金等に係るものに限る。）に係る収入金額並びに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額を合算した額とする。

（令附則第十三条第一項第三号に規定する収入の申請）

第三十条 被保険者が令附則第十三条第一項第三号に規定する収入の合計額が五百二十万円（当該被保険者が属する世帯に属する第一号被保険者が一人である場合にあっては、三百八十三万円）に満たないことを申し出る場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 氏名、生年月日及び個人番号

二 当該被保険者が属する世帯に属する全ての第一号被保険者について前条の規定により算定した収入の額

三 被保険者証の番号

（令附則第十三条第四項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める日）

第三十一条 令附則第十三条第四項の厚生労働省令で定める場合は、被保険者であった者が計算期間（同条第一項に規定する計算期間をいう。以下同じ。）において、被保険者の資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の当該計算期間において被保険者とならない場合とする。

2 令附則第十三条第四項の厚生労働省令で定める日は、当該被保険者の資格を喪失した日の前日とする。

（令附則第十三条第一項又は第二項の規定による平成二十九年八月一日から平成三十二年七月三十一日までの間に受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費の支給の申請）

第三十二条 令附則第十三条第一項又は第二項の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる

（新設）

（新設）

（新設）

事項を記載した申請書を基準日市町村（同項に規定する基準日市町村をいう。以下この条及び次条において同じ。）に提出しなければならない。

一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二 計算期間（当該被保険者が基準日市町村の行う介護保険の被保険者であった間に限る。）において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る令第二十二條の二の二第二項第二号に掲げる額の合算額
2 前項第二号に掲げる額については、同項の申請書に証拠書類を添付しなければならない。

3 第一項の申請書には、令附則第十三条第三項第二号及び第四号に掲げる額に関する証明書をそれぞれ添付しなければならない。ただし、記載すべき額が零である証明書は、第一項の申請書にその旨を記載して、添付を省略することができる。

4 第一項の規定による申請書の提出を受けた基準日市町村は、当該申請者に適用される高額介護サービス費の支給に必要な事項を、申請者に対して前項の証明書を交付した市町村に対し、遅滞なく通知しなければならない。

第三十三条 令附則第十三条第一項又は第二項の規定による高額介護サービス費の支給を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を計算期間において当該被保険者に対し介護保険を行った市町村（基準日市町村を除く。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

一 当該被保険者の氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号並びに被保険者証の番号

二 当該計算期間（当該被保険者が当該市町村の行う介護保険の被保険者であった間に限る。）において、当該被保険者が受けた居宅サービス等に係る令第二十二條の二の二第二項第二号に掲げる額の合算額

（新設）

- 三 当該被保険者の当該計算期間における当該市町村の行う介護保険の加入期間基準日市町村の名称
- 四 前項第二号に掲げる額については、同項の申請書に証拠書類を添付しなければならない。
- 三 市町村は、第一項の申請があったときは、当該被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。
 - 一 第一項第一号（個人番号を除く。）及び第三号に掲げる事項
 - 二 令附則第十三条第二項第一号に掲げる額
 - 三 その他必要な事項
- 四 前項の規定により証明書を交付した市町村は、基準日市町村から当該申請に係る高額介護サービス費の支給額を通知されたときは、当該被保険者に当該支給額を通知するとともに、当該支給額を支給しなければならない。

- ならない。ただし、次に掲げる場合は、当該証明書を係る第一項の申請書は提出されなかったものとみなすことができる。
- 一 基準日市町村から通知された支給額が零である場合
 - 二 当該市町村が、当該証明書を係る基準日の翌日から二年以内に基準日市町村から高額介護サービス費の支給に必要な事項の通知が行われず、かつ、申請者に対して当該申請に関する確認を行った場合
- 五 市町村は、精算対象者（計算期間の途中で死亡した者その他これに準ずる者をいう。）に係る令附則第十三条第一項又は第二項に係る高額介護サービス費の支給のために必要な場合において、当該精算対象者の合算対象者（同条第三項に規定する合算対象者をいう。）から申請があったときは、当該合算対象者に対し、第三項の証明書を交付するものとする。

附則
この省令は、平成二十九年八月一日から施行する。



老介発 0810 第 2 号

平成 29 年 8 月 10 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長

（ 公 印 省 略 ）

「境界層措置の運用の詳細について」の一部改正について

標記措置の実施については、従来からご配慮いただいているところであるが、今般、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 212 号）」が公布され、高額介護（予防）サービス費の上限額が一部変更となった。

これに伴い、標記通知を別紙とともに標記通知の別添「境界層該当者の取扱いについて（平成 17 年 9 月 21 日社援保発第 0921001 号）」と併せて改正し、平成 29 年 8 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村に対して周知徹底を図るとともに、その取り扱いに当たっては遺漏なきよう期されたい。

境界層措置の運用の詳細についての新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
〔別紙〕 （参考） 具体的な境界層措置の手順について 1～3 （略） 4 1から3までに係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の1の④に掲げる限度額について、<u>施行令第22条の2の2第5項第2号及び同条第7項又は施行令第29条の2の2第5項第2号及び同条第7項の規定に基づき、より低い上限額（1月につき24,600円又は15,000円）を適用することとする。</u>	〔別紙〕 （参考） 具体的な境界層措置の手順について 1～3 （略） 4 1から3までに係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の1の④に掲げる限度額について、<u>施行令第22条の2第7項第2号及び同条第8項又は施行令第29条の2第7項第2号及び同条第8項の規定に基づき、より低い上限額（1月につき24,600円又は15,000円）を適用することとする。</u>

(改正後全文)

老介発第 0921001 号
平成 17 年 9 月 21 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長

境界層措置の運用の詳細について

介護保険制度における境界層措置の運用については、「境界層措置の運用の詳細について」（平成 12 年 7 月 14 日老介第 9 号厚生省老人保健福祉局介護保険課長通知）において規定されているところであるが、今般、境界層措置の運用の詳細について下記のとおり定め、平成 17 年 10 月 1 日から適用することとしたので、本日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知と併せて御了知の上、管内市町村にその周知を図られたい。

なお、本通知については、社会・援護局保護課と協議済みであることを念のため申し添える。

また、本通知の施行に伴い、「境界層措置の運用の詳細について」（平成 12 年 7 月 14 日老介第 9 号厚生省老人保健福祉局介護保険課長通知）は、平成 17 年 9 月 30 日限りで廃止する。

記

1 境界層措置について

介護保険制度においては、以下の①から⑤までに關し、本来適用されるべき基準等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者については、当該より低い基

準等を適用することとしている(当該措置を以下「境界層措置」という。)

- ① 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第69条第1項に規定する給付額減額等の記載
- ② 法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額若しくは法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額又は介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額
- ③ 法第51条の3第2項第1号若しくは第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額
- ④ 法第51条第1項の規定による高額介護サービス費に係る負担の上限額又は法第61条第1項の規定による高額介護予防サービス費に係る負担の上限額
- ⑤ 法第129条第1項の規定による保険料の負担額

2 具体的な事務処理

1の①から⑤までに關し、どの境界層措置を他の境界層措置に優先して適用すべきかについては、①から⑤の順に適用することが適當である。

別添「境界層該当者の取り扱いについて(平成17年9月21日社援保発第0921001号)」により、福祉事務所長は、生活保護の申請を行った被保険者等に対し、必要な境界層措置の証明を行うこととされているので、保険者は、1の①から⑤の順(具体的には福祉事務所長が交付した証明書等に記載されることとなる。)に境界層措置を適用することとなる。

具体的な事務処理は、以下のとおりである。

- ① 福祉事務所長は、生活保護の申請者又は現に生活保護を受けている者が境界層措置を講ずれば生活保護を必要としない者であると認めた場合には、1の①から⑤の順に当てはめた上で、当該者についてどの境界層措置が講じられるべきであることを示す証明書等を交付して、保護申請を却下し、又は保護を廃止することとされている。また、福祉事務所長は、当該者が保険者に境界層措置の申請をするに当たっては当該証明書等を申請書に添えて提出するよう、当該者に対し教示することとされている。
- ② 保険者においては、境界層措置の申請者が申請書に添付する証明書等を確認の上、実際の境界層措置を講ずることとなる(具体的には、別紙(参考)を参照のこと。)。なお、この際に発行する負担限度額認定証の記載について、介護保険施設を利用する場合にあっては、負担限度額を適用しない部分(境界層措置において負担限度額を適用しないとされた食費

又は居住費及び入所する居室以外の居室の居住費)については、負担限度額を適用しないことがわかるように、負担限度額の欄に、例えば、「——」（取消線）、「****」、「負担限度額なし」等の記載をされたい。

3 留意点

境界層措置を適用すべき者に対しこれまで当該境界層措置が講じられていない場合においては、「高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費等の負担限度額認定等の運用について(平成 17 年 9 月 8 日老介発第 0908001 号)」の 1(3)及び 2(2)及び 4(2)に基づき、保護の却下に係る申請が行われた月又は保護が廃止された月の初日に遡って、当該境界層措置が行われるべきものである。

4 既対象者の取扱いについて

平成 17 年 10 月 1 日において現に境界層措置を受けている者にあつては、同日以降も引き続き境界層措置の対象とする。

この場合においては、境界層該当証明書の再度の発行によらず、現に発行を受けている境界層該当証明書の(2)の額をもとに、保険者において別添「境界層該当者の取扱いについて(平成 17 年 9 月 21 日社援保発第 0921001 号)」に従って 1 の①から⑤の順に適用されるべき措置を判断し、必要な境界層措置による減額を行うことができることとする。

なお、現に発行を受けている境界層該当証明書の(2)の額については、一般の介護保険制度の改正による利用者負担額の変化により調整が必要となることが考えられることから、保険者においては、必要に応じ、その証明を行った福祉事務所に照会を行う等による対応をとられたい。

〔別紙〕

(参考)

具体的な境界層措置の手順について

- 1 まず、記の 1 の①について、介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「施行令」という。)第 35 条第 3 号及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。)第 113 条第 4 号の規定に基づき、法第 69 条第 1 項に規定する給付額減額等の記載を行わないこととする。
- 2 1 に係る境界層措置の適用がない場合又は当該境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の 1 の②に掲げる負担額について、介護保険法第 51 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する居住費の負担限度額及び同法第 61 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額(平成 17 年 9 月厚生労働省告示第 414 号。)及び介護保険法施行法第 13 条第 5 項第 2 号に規定する居住費の特定負担限度額(平成 17 年 9 月厚生労働省告示第 418 号。)の規定に基づき、より低い居住費等の負担限度額又は居住費の特定負担限度額を適用することとする。
- 3 1 及び 2 に係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の 1 の③に掲げる負担額について、介護保険法第 51 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 61 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額(平成 17 年 9 月厚生労働省告示第 413 号。)及び介護保険法施行法第 13 条第 5 項第 1 号に規定する食費の特定負担限度額(平成 17 年 9 月厚生労働省告示第 417 号。)の規定に基づき、より低い食費の負担限度額又は食費の特定負担限度額を適用することとする。
- 4 1 から 3 までに係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の 1 の④に掲げる限度額について、施行令第 22 条の 2 の 2 第 5 項第 2 号及び同条第 6 項又は施行令第 29 条の 2 の 2 第 5 項第 2 号及び同条第 6 項の規定に基づき、より低い上限額(1 月につき 24,600 円又は 15,000 円)を適用することとする。

5 1 から 4 までに係る境界層措置の適用がない場合又はこれらの境界層措置を適用してもなお生活保護を必要とする者である場合においては、記の 1 の⑤に掲げる保険料額について、施行令第 38 条第 1 項第 1 号イ(2)若しくはニ、同項第 2 号ロ、同項第 3 号ロ、同項第 4 号ロ、同項第 5 号ロ、同項第 6 号ロ、同項第 7 号ロ若しくは同項第 8 号ロ又は同令第 39 条第 1 項第 1 号イ(2)若しくはニ、同項第 2 号ロ、同項第 3 号ロ、同項第 4 号ロ、同項第 5 号ロ、同項第 6 号ロ、同項第 7 号ロ、同項第 8 号ロ若しくは同項第 9 号ロの規定に基づき、より低い標準割合(10 分の 5 (同令第 38 条第 10 項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)、10 分の 7.5、10 分の 9、10 分の 10、10 分の 12、10 分の 13 若しくは 10 分の 15 又は同令第 39 条第 1 項第 1 号から第 9 号までの規定に基づき市町村が条例で定めた割合(同条第 5 項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合))を適用することとする。



社援保発０８１０第２号
平成２９年８月１０日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

「境界層該当者の取扱いについて」の一部改正について（通知）

今般、「境界層該当者の取扱いについて」（平成１７年９月２１日社援保発第０９２
１００１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正
し、平成２９年８月１日から適用することとしたので、了知の上、介護扶助の実施に遺
漏のないよう配意されたい。

新 旧 対 照 表

「境界層該当者の取扱いについて」（平成１７年９月２１日社援保発第０９２１００１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

改 正 後	現 行
介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）<u>第２２条の２の２第５項第２号又は第６項</u>の規定が適用される要保護者、同令<u>第２９条の２の２第５項第２号又は第６項</u>の規定が適用される要保護者、同令第３８条第１項第１号イ（２）若しくはニ、同項第２号ロ、同項第３号ロ、同項第４号ロ、同項第５号ロ、同項第６号ロ、同項第７号ロ若しくは同項第８号ロ又は同令第３９条第１項第１号イ（２）若しくはニ、同項第２号ロ、同項第３号ロ、同項第４号ロ、同項第５号ロ、同項第６号ロ、同項第７号ロ、同項第８号ロ若しくは同項第９号ロの規定が適用される要保護者、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第８３条の５第２号及び第９７条の３第２号に掲げる要保護者、同規則第１１３条第４号に規定する要保護者及び同規則第１７２条の２において準用する同規則第８３条の５第２号に掲げる要保護者（以下「境界層該当者」という。）の取扱いについては、今般、「境界層措置の運用の詳細について」（平成１７年９月２１日老介発第０９２１００１号老健局介護保険課長通知）により都道府県あて示されたところであるが、福祉事務所における具体的な取扱いを下記のとおり定め、平成１７年１０月１日より施行することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。 （略） 記 １ （略） ２ （略） ３ 証明書等の記載 （１） （略） （２）添付書類 （略） ア 多床室を利用する場合 （ア）介護サービス費合計額（介護保険法施行令第２２条の２の２第１項に規定する介護サービス費合計額をいう。）の３割の額から介護サービス費合計額の１割の額（介護サービス費合計額の１割の額が<u>４万４４００円</u>以上の場合には<u>４万４４００円</u>）を減じて得た額 （イ）～（オ） （略） （カ）利用者負担世帯合算額の「<u>４万４４００円</u>」から「２万４６００円」を減じて得た額 （キ）～（セ） （略） イ～オ （略） ４、５ （略）	介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）<u>第２２条の２の２第７項第２号又は第８項</u>の規定が適用される要保護者、同令<u>第２９条の２の２第７項第２号又は第８項</u>の規定が適用される要保護者、同令第３８条第１項第１号イ（２）若しくはニ、同項第２号ロ、同項第３号ロ、同項第４号ロ、同項第５号ロ、同項第６号ロ、同項第７号ロ若しくは同項第８号ロ又は同令第３９条第１項第１号イ（２）若しくはニ、同項第２号ロ、同項第３号ロ、同項第４号ロ、同項第５号ロ、同項第６号ロ、同項第７号ロ、同項第８号ロ若しくは同項第９号ロの規定が適用される要保護者、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第８３条の５第２号及び第９７条の３第２号に掲げる要保護者、同規則第１１３条第４号に規定する要保護者及び同規則第１７２条の２において準用する同規則第８３条の５第２号に掲げる要保護者（以下「境界層該当者」という。）の取扱いについては、今般、「境界層措置の運用の詳細について」（平成１７年９月２１日老介発第０９２１００１号老健局介護保険課長通知）により都道府県あて示されたところであるが、福祉事務所における具体的な取扱いを下記のとおり定め、平成１７年１０月１日より施行することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。 （略） 記 １ （略） ２ （略） ３ 証明書等の記載 （１） （略） （２）添付書類 （略） ア 多床室を利用する場合 （ア）介護サービス費合計額（介護保険法施行令第２２条の２の２第１項に規定する介護サービス費合計額をいう。）の３割の額から介護サービス費合計額の１割の額（介護サービス費合計額の１割の額が<u>３万７２００円</u>以上の場合には<u>３万７２００円</u>）を減じて得た額 （イ）～（オ） （略） （カ）利用者負担世帯合算額の「<u>３万７２００円</u>」から「２万４６００円」を減じて得た額 （キ）～（セ） （略） イ～オ （略） ４、５ （略）

○多床室を利用する場合の減額措置（保険料段階が9段階の場合）

		(給付減額等) (ア)		第 9 段階(ク) 第 8 段階(ケ) 第 7 段階(コ) 第 6 段階(サ) 第 5 段階(シ) 第 4 段階(ス) 第 3 段階(セ) (第 2 段階) 第 1 段階
		730円／日(ウ)	<u>19,800円</u> ／月(カ)	
		260円／日(エ)	9,600円／月(キ)	
		90円／日 (オ)	15,000円／月	
(多床室) 370円／日 (イ)	300円／日			

居住費の(特定)負担限度額

食費の(特定)負担限度額

利用者負担

介護保険料

○多床室を利用する場合の減額措置（保険料段階が9段階の場合）

		(給付減額等) (ア)		第 9 段階 (ク) 第 8 段階 (ケ) 第 7 段階 (コ) 第 6 段階 (サ) 第 5 段階 (シ) 第 4 段階 (ス) 第 3 段階 (セ) (第 2 段階) 第 1 段階
		730円／日 (ウ)	<u>12,600円</u> ／月 (カ)	
		260円／日 (エ)	9,600円／月 (キ)	
		90円／日 (オ)	15,000円／月	
(多床室) 370円／日 (イ)	300円／日			

居住費の(特定)負担限度額

食費の(特定)負担限度額

利用者負担

介護保険料

(改正後全文)

社援保発第0921001号
平成17年9月21日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)

境界層該当者の取扱いについて

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2の2第5項第2号又は第6項の規定が適用される要保護者、同令第29条の2の2第5項第2号又は第6項の規定が適用される要保護者、同令第38条第1項第1号イ（2）若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ若しくは同項第8号ロ又は同令第39条第1項第1号イ（2）若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ若しくは同項第9号ロの規定が適用される要保護者、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の5第2号及び第97条の3第2号に掲げる要保護者、同規則第113条第4号に規定する要保護者及び同規則第172条の2において準用する同規則第83条の5第2号に掲げる要保護者（以下「境界層該当者」という。）の取扱いについては、今般、「境界層措置の運用の詳細について」（平成17年9月21日老介発第0921001号老健局介護保険課長通知）により都道府県あて示されたところであるが、福祉事務所における具体的な取扱いを下記のとおり定め、平成17年10月1日より施行することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準とし、施行に伴い、「境界層該当者の取扱いについて」（平成12年7月14日社援保第44号各都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長宛本職通知）は廃止する。

また、本通知については、老健局介護保険課と協議済みであることを申し添える。

記

1 基本的な取扱い

(1) 境界層該当者と境界層該当措置について

以下の各号に掲げる者については、保険者により、次表で定める区分に応じた境界層措置がなされることとされているため、保護を要しないこと。

ア 要保護者であって、給付額減額等の記載（介護保険法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載をいう。）を受けないとしたならば保護を必要としない状態となるもの

イ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービス（介護保険法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。）又は特定介護予防サービス（介護保険法第61条の3第1項に規定する特定介護予防サービスをいう。）を受ける日の属する月において要保護者である者であって、当該特定介護サービス又は当該特定介護予防サービスに係る居住費の負担限度額（介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額をいう。）又は滞在費の負担限度額（介護保険法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額をいう。）について、ユニット型個室を利用するときには1日につき「1310円」又は「820円」が、ユニット型準個室を利用するときには1日につき「1310円」又は「490円」が、従来型個室（介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に限る。以下「従来型個室（特養等）」という。）を利用するときには1日につき「820円」、「420円」又は「320円」が、従来型個室（介護老人保健施設サービス、介護療養施設サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に限る。以下「従来型個室（老健・療養等）」という。）を利用するときには1日につき「1310円」又は「490円」が、多床室を利用する場合には「零円」が適用され、特定入所者介護サービス費（介護保険法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費をいう。）又は特定入所者介護予防サービス費（介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。）を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

ウ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であって、当該特定介護サービスに係る居住費の特定負担限度額（介護保険法施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額をいう。）について、ユニット型個室を利用するときには1日につき「1310円」又は「820円」が、ユニット型準個室を利用するときには1日につき「1310円」、「490円」又は「零円」が、従来型個室を利用するときには1日につき「820円」、「420円」、「320円」又は「零円」が、多床室を利用する場合には「零円」が適用され、介護保険法施行法第13条第5項により算定された特定入所者介護サービス費を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

- エ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービス又は特定介護予防サービス（特定介護サービス等という。以下同じ。）を受ける日の属する月において要保護者である者であって、当該特定介護サービス等に係る食費の負担限度額（介護保険法第51条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は介護保険法第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額をいう。）について1日につき「650円」、「390円」又は「300円」が適用され、特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費（特定入所者介護サービス費等という。以下同じ。）を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの
- オ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であって、特定介護サービスに係る食費の特定負担限度額（介護保険法施行令第13条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額をいう。）について1日につき「650円」、「390円」又は「300円（平成17年厚生労働省告示第417号に規定する300円未満の額にあっては、当該額）」が適用され、介護保険法施行令第13条第5項により算定された特定入所者介護サービス費を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの
- カ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等（介護保険法施行令第22条の2の2第1項に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）があった月において要保護者である者であって、利用者負担世帯合算額（介護保険法施行令第22条の2の2第2項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。以下同じ。）を「2万4600円」又は「1万5000円」と読み替えて高額介護サービス費（介護保険法第51条に規定する高額介護サービス費をいう。）が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
- キ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等があった月において要保護者である者であって、利用者負担世帯合算額を「2万4600円」又は「1万5000円」と読み替えて高額介護予防サービス費（介護保険法第61条に規定する高額介護予防サービス費をいう。）が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
- ク 要保護者であって、その者に課される保険料額について、介護保険法施行令第38条第1項第1号イ(2)若しくは二、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ若しくは同項第8号ロ又は同令第39条第1項第1号イ(2)若しくは二、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ若しくは同項第9号ロの規定に基づき、より低い標準割合（10分の5（同令第38条第10項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）、10分の7、10分の9、10分の10、10分の12、10分の13若しくは10分の15又は同令第39条第1項第1号から第9号までの規定に基づき市町村が条例で定めた割合（同条第5項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合））が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

区 分		境 界 層 該 当 措 置	
アに掲げる者	(ア)	給付額減額等の記載（介護保険法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載をいう。）が行われない。	
イに掲げる者	(イ)	特定介護サービス等に係る居住費又は滞在費（居住費等という。）の負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。	
		居室の種類	適用された後の額
		ユニット型個室	1日につき「1310円」又は「820円」
		ユニット型準個室	1日につき「1310円」又は「490円」
		従来型個室 (特養等)	1日につき「820円」、「420円」又は「320円」
		従来型個室 (老健・療養等)	1日につき「1310円」又は「490円」
		多床室	1日につき「零円」

ウに掲げる者	(ウ)	特定介護サービスに係る居住費の特定負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。 <table><tr><td>居室の種類</td><td>適用された後の額</td></tr><tr><td>ユニット型個室</td><td>1日につき「1310円」又は「820円」</td></tr><tr><td>ユニット型準個室</td><td>1日につき「1310円」、「490円」又は「零円」</td></tr><tr><td>従来型個室</td><td>1日につき「820円」、「420円」、「320円」又は「零円」</td></tr><tr><td>多床室</td><td>1日につき「零円」</td></tr></table>	居室の種類	適用された後の額	ユニット型個室	1日につき「1310円」又は「820円」	ユニット型準個室	1日につき「1310円」、「490円」又は「零円」	従来型個室	1日につき「820円」、「420円」、「320円」又は「零円」	多床室	1日につき「零円」
居室の種類	適用された後の額											
ユニット型個室	1日につき「1310円」又は「820円」											
ユニット型準個室	1日につき「1310円」、「490円」又は「零円」											
従来型個室	1日につき「820円」、「420円」、「320円」又は「零円」											
多床室	1日につき「零円」											
エに掲げる者	(エ)	特定介護サービス等に係る食費の負担限度額について保護を必要としなくなるまで、1日につき「650円」、「390円」又は「300円」が段階的に適用される。										
オに掲げる者	(オ)	特定介護サービスに係る食費の特定負担限度額が保護を必要としなくなるまで、1日につき「650円」、「390円」又は「300円（平成17年厚生労働省告示第417号に規定する300円未満の額にあっては、当該額）」が段階的に適用される。										
カに掲げる者	(カ)	保護を必要としなくなるまで、利用者負担世帯合算額（介護保険法施行令第22条の2の2第2項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。以下同じ。）を「2万4600円」又は「1万5000円」と読み替えて高額介護サービス費（介護保険法第51条に規定する高額介護サービス費をいう。以下同じ。）が適用される。										
キに掲げる者	(キ)	保護を必要としなくなるまで、利用者負担世帯合算額を「2万4600円」又は「1万5000円」と読み替えて高額介護予防サービス費（介護保険法第61条に規定する高額介護予防サービス費をいう。以下同じ。）が適用される。										

クに掲げる者	(ク) 保険料額について、保護を必要としなくなるまで、介護保険法施行令第38条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ若しくは同項第8号ロ又は同令第39条第1項第1号イ(2)若しくはニ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ、同項第5号ロ、同項第6号ロ、同項第7号ロ、同項第8号ロ若しくは同項第9号ロの規定に基づき、より低い標準割合（10分の5（同令第38条第10項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合）、10分の7.5、10分の9、10分の10、10分の12、10分の13若しくは10分の15又は同令第39条第1項第1号から第9号までの規定に基づき市町村が条例で定めた割合（同条第5項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合））が適用される。
--------	--

(2) 境界層措置の優先順位について

境界層措置の優先順位については、老健局介護保険課により、上表の①(ア)、②(イ)又は(ウ)、③(エ)又は(オ)、④(カ)又は(キ)、⑤(ク)の順に優先して講ずべきものとされていること。

2 境界層該当者に対する証明書の交付

境界層措置は保険者が行うものであるが、福祉事務所長は、保護の申請に応じ、保護開始時の要否判定を行った結果、境界層該当者であることが明らかになった場合又は保護を受けている者が境界層該当者に該当する場合、別添の証明書及び添付書類(以下「証明書等」という。以下同じ。)を境界層該当者に交付するものとし、その際、保険者に対する境界層該当措置の申請に当たっては当該証明書等を添えて提出するよう教示すること。

3 証明書等の記載

(1) 境界層該当証明書

境界層該当証明書には以下の事項を記載すること。

ア 却下に係る申請日又は保護廃止日

当該者に係る処分が却下の場合には、却下に係る申請日を、保護廃止の場合には、保護廃止日を記載すること。

イ 保護を要しない理由

境界層該当措置により何円以上の減額がなされれば、保護を要さないかを記載すること。

(2) 添付書類

境界層措置は、表中の(1)～(5)の順で講ぜられることとなるので、証明書に記載された額から、その額が0円以下になるまで、以下の(ア)～(セ)に掲げる額のうち境界層措置がなされる以前に自己負担していた額を(ア)～(セ)の順に減じることとし、その減じた額を表中の(1)～(5)の「減額される自己負担(月額)」にそれぞれ記載すること。

なお、施設入所者に係る居住費(イ)は、入所中又は入所を予定している居室の種類により算定すること。

また、短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を利用する者についての滞在費及び食費((イ)～(オ))は、利用日数を居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(ケアプラン)における利用計画回数とし、滞在費(イ)に係る居室の種類を直近のケアプランにおいて利用が計画されている居室の種類(複数の種類の居室の利用が計画されている場合には、利用計画回数が最も多い居室の種類)として算定すること。

したがって、表中の「減額される自己負担(月額)合計」には、証明書に記載された額以上の額であって、境界層措置により減額可能な必要最小限の額を記載することとなる。

ア 多床室を利用する場合

(ア) 介護サービス費合計額(介護保険法施行令第22条の2の2第1項に規定する介護サービス費合計額をいう。)の3割の額から介護サービス費合計額の1割の額(介護サービス費合計額の1割の額が4万4400円以上の場合には4万4400円)を減じて得た額

(イ) 居住費等の基準費用額(介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の基準費用額又は介護保険法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額をいう。以下同じ。)又は特定基準費用額(介護保険法施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額をいう。)にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「370円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

(ウ) 食費の基準費用額(介護保険法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同法第61条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額をいう。)又は特定基準費用額(介護保険法施行法第13条第5項第1号に規定する食費の特定基準費用額をいう。)の「1380円」にその月の日数を乗じた額から食費の負担限度額又は特定負担限度額の「650円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

(エ) 食費の負担限度額又は特定負担限度額の「650円」にその月の日数を乗じた額から負担限度額又は特定負担限度額の「390円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

(オ) 食費の負担限度額又は特定負担限度額の「390円」にその月の日数を乗じた額から負担限度額又は特定負担限度額の「300円(平成17年厚生労働省告示第417号に規定する300円未満の額にあつては、当該額)」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

- (カ) 利用者負担世帯合算額の「4万4400円」から「2万4600円」を減じて得た額
 - (キ) 利用者負担世帯合算額の「2万4600円」から「1万5000円」を減じて得た額
 - (ク) 基準額に標準割合の「 $17/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $15/10$ 」を乗じた額を減じて得た額
 - (ケ) 基準額に標準割合の「 $15/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $13/10$ 」を乗じた額を減じて得た額
 - (コ) 基準額に標準割合の「 $13/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $12/10$ 」を乗じた額を減じて得た額
 - (サ) 基準額に標準割合の「 $12/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $10/10$ 」を乗じた額を減じて得た額
 - (シ) 基準額に標準割合の「 $10/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $9/10$ 」を乗じた額を減じて得た額
 - (ス) 基準額に標準割合の「 $9/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $7.5/10$ 」を乗じた額を減じて得た額
 - (セ) 基準額に標準割合の「 $7.5/10$ 」を乗じた額から基準額に標準割合の「 $5/10$ (介護保険法施行令第38条第10項に基づき減額賦課した場合には、当該減額賦課後の割合)」を乗じた額を減じて得た額
- ※(ク)～(セ)については、介護保険料の標準割合が介護保険法施行令第38条による場合である。

イ ユニット型個室を利用する場合

アにおける(イ)の部分について、次の①、②の順に減額される。

- ① 居住費等の基準費用額又は特定基準費用額の「1970円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「1310円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ② 居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「1310円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「820円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

ウ ユニット型準個室を利用する場合

アにおける(イ)の部分について、次の①から③（③については旧措置入所者のみ）の順に減額される。

- ① 居住費等の基準費用額又は特定基準費用額の「1640円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「1310円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ② 居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「1310円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「490円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ③ 居住費の特定負担限度額の「490円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

エ 従来型個室（特養等）を利用する場合

アにおける(イ)の部分について、次の①から④（④については旧措置入所者のみ）の順に減額される。

- ① 居住費等の基準費用額又は特定基準費用額の「1150円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「820円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ② 居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「820円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「420円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ③ 居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「420円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「320円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ④ 居住費の特定負担限度額の「320円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

オ 従来型個室（老健・療養等）を利用する場合

アにおける(イ)の部分について、次の①、②の順に減額される。

- ① 居住費等の基準費用額又は特定基準費用額の「1640円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「1310円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- ② 居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「1310円」にその月の日数を乗じた額から居住費等の負担限度額又は特定負担限度額の「490円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額

4 境界層該当者に対する保護廃止の際の留意点

1の各号に該当することにより保護を廃止する場合は、生活保護法による介護扶助が現物給付であるのに対し、高額介護サービス費の支給が償還払により行われることなどから、生活福祉資金の療養・介護資金等の融資制度を含めた他法他施策の活用あつせん等によりその円滑な移行について十分配慮すること。

5 平成17年10月1日以前に行った境界層該当証明の取扱いについて

本通知の施行後においても本通知の施行前に行った境界層該当証明については引き続き有効とされ、制度改正に伴う新たな境界層該当証明は要しないこととされている。

ただし、福祉事務所においては、介護保険の保険者から境界層措置を行うために既に発行した境界層該当証明書の記載内容に関する照会等があった場合には、必要な協力をすることとされたい。

○多床室を利用する場合の減額措置（保険料段階が9段階の場合）

		(給付減額等) (ア)			
		730円／日 (ウ)	19,800円／月 (カ)		
		260円／日 (エ)	9,600円／月 (キ)	第 9 段階 (ク)	
		90円／日 (オ)	15,000円／月	第 8 段階 (ケ)	
(多床室) 370円／日 (イ)		300円／日		第 7 段階 (コ)	
				第 6 段階 (サ)	
				第 5 段階 (シ)	
				第 4 段階 (ス)	
				第 3 段階 (セ)	
				(第 2 段階)	
				第 1 段階	

居住費の 食費の 利用者負担 介護保険料
(特定) 負担限度額 (特定) 負担限度額

○多床室以外の居室の居住費等の（特定）負担限度額の取扱い

				(イ)
				660円／日 ①
				490円／日 ②
				820円／日
(イ)	(イ)	(イ)	(イ)	
330円／日 ①	330円／日 ①	330円／日 ①	330円／日 ①	
400円／日 ②	820円／日 ②	820円／日 ②	490円／日 ②	
100円／日 ③	490円／日	490円／日 ③	820円／日	
320円／日 ④				
従来型個室 (特養)	従来型個室 (療養型)	ユニット型 個室	ユニット型 個室	

(別添)

境界層該当証明書

住 所

氏 名

(年 月 日生)

上記の者及びその世帯員は、世帯の収入が最低生活費を上回るため、生活保護が（申請却下・廃止）となりましたが、（却下に係る申請日・廃止日）及び保護を要しない理由は、下記のとおりであることを証明します。

記

(1) 却下に係る申請日・廃止日
平成 年 月 日

(2) 保護を要しない理由
境界層該当措置による 円以上の減額を受けることにより、保護を要しないため。

平成 年 月 日

〇〇福祉事務所長

添付書類

境界層該当措置の内容		減額される自己負担(月額)
(1)	給付額減額等の記載（介護保険法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載をいう。）が行われない。	
(2)	特定介護サービス等に係る居住費等の負担限度額又は特定負担限度額について保護を必要としなくなるまで、以下の額が段階的に適用される。	
	居室の種類	適用された後の額
	ユニット型個室	1日につき「1310円」又は「820円」
	ユニット型準個室	1日につき「1310円」、「490円」又は「零円」

	従 来 型 個 室 (特養等)	1 日につき「820円」、「420円」、「320円」又は「零円」	
	従 来 型 個 室 (老健・療養等)	1 日につき「1310円」、「490円」	
	多 床 室	1 日につき「零円」	
(3)	特定介護サービス等に係る食費の負担限度額又は特定負担限度額が保護を必要としなくなるまで、1 日につき「650円」、「390円」又は「300円（平成17年厚生労働省告示第417号に規定する300円未満の額にあっては、当該額）」が段階的に適用される。		
(4)	利用者負担世帯合算額（介護保険法施行令第22条の2の2第2項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。）を「2万4600円」又は「1万5000円」と読み替えて高額介護サービス費（介護保険法第51条に規定する高額介護サービス費をいう。）又は高額介護予防サービス費（介護保険法第61条に規定する高額介護予防サービス費をいう。）が適用される。		
(5)	保険料額が、保護を必要としなくなるまで、市町村が条例で定めるより低い標準割合を乗じて得た額に減額される。		
減額される自己負担（月額）の合計額			

注 (2)については、金額の記載の他に、算定に使用した居室の種類及び境界層措置により適用されることとなる居住費等の負担限度額の段階を「減額される自己負担（月額）」欄に記載すること。

(3)については、金額の記載の他に、境界層措置により適用されることとなる食費の負担限度額の段階を「減額される自己負担（月額）」欄に記載すること。